

2021年9月21日

京都府知事 西脇隆俊 様

「コロナ禍」からいのちと暮らし・生業を守る
府民総行動実行委員会
代表 梶川 憲（京都総評）

新型コロナウイルス感染拡大からいのち、暮らし、生業を守る緊急要求書

新型コロナウイルス感染症第5波の広がりのもとで、京都でも自宅療養者の急増など医療崩壊の状況が深刻になっており、一刻の猶予も許されない事態になっています。

あわせて、長期化する新型コロナ感染の影響は中小・零細業者や観光業に依拠する京都の地域経済に深刻なダメージを与えています。先の見通せない状況により、倒産・廃業に追い込まれる事業所があとを絶たず、非正規労働者を中心に解雇させられるなど、府民生活は深刻化を増し、暮らしと生業の持続が不可能な事態にまで追い込まれています。

6月府議会で採択された「コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働くひとたちへの経済対策・緊急支援対策を求める意見書」の各事項及び「令和3年度京都府最低賃金の改定決定について」の答申事項は、第5波の拡大と4回目の緊急事態宣言のもとで、とりわけ待ったなしの課題となっています。

次の感染拡大を視野に、京都府民の生活、京都経済を守るため、以下の項目について知事の強いリーダーシップのもとで直ちに対応をいただくよう申し入れます。

記

1. 「意見書」の内容を早期に具体化するため、京都府として改めて実情を把握し、実態に即した経済対策や生活困窮者支援を具体化し、9月補正予算に計上すること。
2. 非正規労働者・女性労働者・青年・学生など、コロナ禍で生活困窮となっている府民に対して、必要な生活救援・支援を行うこと。民間で行われている食材支援プロジェクト・何でも相談会など困窮者対策への財政的援助を行い、府独自にも実施すること。
3. コロナによる失業者への対応として、公的就労の確立などを行うこと。また、直接雇用の府職員を増員し、府自ら雇用機会の確保につとめること。

4. 生活困窮者支援制度や生活保護制度について、必要とする人すべてに簡易に適用されるよう、自治体での対応を強め、府民への周知徹底を図ること。
5. すでに申請されている補助金、助成金等の事務を進め、早急に支給を完了すること。今後の支援事業にあたっては、民間事業所任せでなく府の責任で実施すること。また、申請方法を簡素化すること。
6. 国からの交付金も活用して、コロナの影響で減収となったすべての事業者を対象に京都独自の事業者に対する給付・助成等支援策を拡充し、前払い・概算払いも含め簡素な手続きですぐに支給できる施策をつくること。
7. 国に対し、以下の事項を強く要請すること。
 - 1) 雇用調整助成金については業種や業況にかかわらず特例措置を行い、都道府県の意見を十分聞くこと。
 - 2) 中小企業・小規模事業者への公的融資の返済の猶予を行うこと。民間金融機関の無利子・無担保・無保証融資の申し込みの再開及び償還・据え置き期間を延長すること
 - 3) 最低賃金の引上げを図るとともに、中小企業、小規模事業者の健全で持続的な発展に資するとともに直接的に賃金引上げが可能となる環境整備に努めること。そのために真に「直接的かつ総合的な抜本的支援策」を講じること。
 - ①中小企業・小規模事業者の法人税からの税額控除、固定資産税の軽減、社会保険料の軽減措置、消費税の減税など事業者の負担を軽減すること。
 - ②労働者の可処分所得を実質的に増やすこと。
 - 4) 持続化給付金・家賃支援給付金・個人給付等の再給付や要件緩和を行い、企業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。事業者の固定費などを直接補助する救済支援策をあらためて打つこと。
 - 5) コロナ感染・濃厚接触による休業時に賃金・生活上、安心して休める有給による特別休暇制度、及び、ワクチン接種や接種後の副作用に関する有給の特別休暇制度の創設を企業に促すとともに、その財政措置を行うこと。国民健康保険にコロナ感染・濃厚接触者となった事業主やフリーランスなどの傷病手当を創設すること。
 - 6) 小学校休校等対応助成金について、個人申請・給付型とし、2021年4月以降も申請できるようにすること。また、両立支援等助成金育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」の内容の見直し、給付金単価を大幅に引き上げることなどを講じること。

以上